

議案第 6 号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

平成23年 2 月 15 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第5
0号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第7節 開発行為等に関する工事公害の防止等（第66条・第67条）」
を

「第7節 開発行為等に関する工事公害の防止等（第66条・第67条）」

第8節 建築物等の解体等作業に係る石綿の飛散の防止（第67条の2～
第67条の10）

に改める。

第65条第2項中「建築物」の次に「（建築基準法（昭和25年法律第20
1号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）」を、「工作物」
の次に「（以下「建築物等」という。）」を加える。

第6章第7節の次に次の1節を加える。

第8節 建築物等の解体等作業に係る石綿の飛散の防止

(事前調査等)

第67条の2 建築物等の解体、改造又は補修の作業（以下「解体等作業」という。）を伴う建設工事を施工しようとする事業者は、あらかじめ、当該建築物等における、石綿を飛散させる原因となる建築材料であって規則で定めるもの（以下「石綿含有建築材料」という。）の使用の有無その他の規則で定める事項について、規則で定めるところにより調査しなければならない。

2 解体等作業を伴う建設工事（規則で定めるものに限る。）を施工しようとする事業者は、前項の規定による調査の結果を記録し、規則で定める期間、保存しておかななければならない。

3 第1項の規定による調査の結果、建築物等に石綿含有建築材料の使用が確認されたときは、石綿含有建築材料が使用されている建築物等の解体等作業（以下「石綿排出等作業」という。）を伴う建設工事（以下「特定排出等工事」という。）（規則で定めるものに限る。次項及び次条において同じ。）を施工しようとする事業者は、当該石綿排出等作業の開始の日の14日前までに、第1項の規定による調査の結果について市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該石綿排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合において、当該石綿排出等作業を伴う特定排出等工事を施工する事業者は、速やかに、第1項の規定による調査の結果について市長に届け出なければならない。

(周辺住民への周知)

第67条の3 特定排出等工事を施工しようとする事業者は、規則で定めるところにより、前条第1項の規定による調査の結果を、公衆の見やすい箇所に表示しなければならない。

2 特定排出等工事を施工しようとする事業者は、あらかじめ、広告物の配布その他の方法により、当該特定排出等工事を施工する場所の周辺の住民のうち規則で定める者に対し、当該事業者の氏名又は名称、石綿排出等作業の実施の期間その他の当該特定排出等工事に関する事項について周知しなければならない。

(作業実施基準)

第67条の4 石綿排出等作業（大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）

第2条第12項に規定する特定粉じん排出等作業（以下「特定粉じん排出等作業」という。）を除く。次項において同じ。）に係る基準（以下「作業実施基準」という。）は、規則で定める。

2 石綿排出等作業を伴う建設工事を施工する事業者は、当該建設工事における石綿排出等作業について、作業実施基準を遵守しなければならない。

(石綿排出等作業の実施の届出)

第67条の5 石綿排出等作業（特定粉じん排出等作業及び規則で定めるものを除く。この条において同じ。）を伴う建設工事を施工しようとする事業者

は、当該石綿排出等作業の開始の日の14日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該石綿排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 特定排出等工事の場所

(3) 石綿排出等作業の実施の期間

(4) 石綿排出等作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

(5) 石綿排出等作業の方法

2 前項ただし書の場合において、当該石綿排出等作業を伴う建設工事を施工

する事業者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- 3 前2項の規定による届出には、当該石綿排出等作業の対象となる建築物等の配置図その他の規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(石綿の濃度の測定計画の届出等)

第67条の6 大気汚染防止法第18条の15第1項又は第2項の規定による届出(以下「特定粉じん排出等作業の実施の届出」という。)をしようとする事業者で規則で定めるものは、石綿排出等作業に係る建築物等の敷地の境界線における大気中の石綿の濃度の測定計画を特定粉じん排出等作業の実施の届出と併せて市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、石綿排出等作業に係る建築物等の敷地の境界線における大気中の石綿の濃度を測定し、その結果を次条の規定による報告と併せて市長に報告しなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定による届出をした者以外の者が特定排出等工事を施工する場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、前項の規定による測定を行い、その結果を報告するよう要請することができる。

(作業完了の報告)

第67条の7 第67条の5第1項若しくは第2項の規定による届出をした者又は特定粉じん排出等作業の実施の届出をした者は、当該石綿排出等作業が完了したときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に報告しなければならない。

(注文者の配慮等)

第67条の8 解体等作業を伴う建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)の注文者は、その注文に当たり、設計図書その他の当該解体等作業を行う建

建築物等における石綿含有建築材料の使用の状況に関する情報の提供に努めなければならない。

- 2 特定排出等工事の注文者は、当該特定排出等工事を施工する事業者に対し、施工方法、工期等について、作業実施基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

(特定排出等工事を施工する事業者等への勧告)

第67条の9 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第67条の2第1項の規定による調査をしなかった者
- (2) 第67条の2第2項の規定による保存をしなかった者
- (3) 第67条の2第3項、第67条の5第1項又は第67条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (4) 第67条の3第1項の規定による表示をしなかった者
- (5) 第67条の6第2項の規定による測定をしなかった者
- (6) 第67条の6第2項若しくは第67条の7の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

- 2 市長は、第67条の5第1項の規定による届出があった場合において、石綿排出等作業の方法が作業実施基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る石綿排出等作業の方法に関する計画の変更を勧告することができる。

- 3 市長は、第67条の6第1項の規定による届出（大気汚染防止法第18条の15第2項の規定による届出に係るものを除く。）があった場合において、石綿排出等作業に係る建築物等の敷地の境界線における大気中の石綿の濃度の測定計画が適当でないと認めるときは、その届出を受理した日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る測定計画の変更を勧

告することができる。

- 4 市長は、作業実施基準を遵守しない者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告し、又は当該石綿排出等作業の一時停止を勧告することができる。

(特定排出等工事を施工する事業者等の公表)

第67条の10 市長は、前条各項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、その旨及び当該勧告を受けた者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、前条各項の規定による勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。

第81条第1項中「たい積場」を「堆積場」に改め、「(土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第3条第1項の規定による調査の対象となる物質に係るものを除く。次項において同じ。)」を削り、同条第3項を削る。

第82条の見出し中「処理対策」を「処理対策等」に改め、同条第1項ただし書中「応急の処理対策」を「特定有害物質等による土壌の汚染の拡散の防止その他の規則で定める管理」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 事業者又は土地所有者は、第1項ただし書に規定する管理を実施する場合は、あらかじめ、汚染土壌等の管理の計画について書面により市長に提出するものとする。

第82条の次に次の2条を加える。

(土壌汚染状況調査の対象物質の適用除外)

第82条の2 第81条から前条までの規定は、土地改変等の機会において土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第2条第2項に規定する土壌汚染

状況調査（同法第14条第3項の規定により土壤汚染状況調査とみなされた調査を含む。）を行った土地については、当該調査の対象となった物質に係る部分に限り、適用しない。

（土壤汚染対策法第11条第1項の規定により指定された区域の土地における汚染土壤等の管理）

第82条の3 事業者又は土地所有者は、土壤汚染対策法第11条第1項の規定により指定された区域の土地における同法第2条第1項の特定有害物質による汚染土壤等について、土壤の汚染の拡散の防止その他の規則で定める管理を実施するものとする。

2 事業者又は土地所有者は、前項に規定する管理を実施する場合は、あらかじめ、汚染土壤等の管理の計画について書面により市長に提出するものとする。

第83条の見出し中「及び処理対策」を「、処理対策等」に改め、同条中「市長は」の次に「、事業者又は土地所有者に対し」を加え、「及び前条第1項」を「、第82条第1項」に改め、「処理対策」の次に「並びに同項ただし書及び前条第1項に規定する管理」を加える。

第87条第1項中「又は処理対策」を「、処理対策又は管理」に改める。

第127条の2中「（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。ただし、第81条の改正規定及び第82条の次に2条を加える改正規定（第82条の2に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に着手している建築物その他の工作物の解体、改造又は補修の作業を伴う建設工事については、改正後の条例（以下「新条例」という。）第6章第8節の規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成23年10月17日までの間に、新条例第67条の2第3項の建設工事に着手する事業者に対する同項の規定の適用については、同項中「当該石綿排出等作業の開始の日の14日前までに」とあるのは、「平成23年10月4日までに」とする。
- 4 施行日から平成23年10月17日までの間に、新条例第67条の5第1項の建設工事に着手する事業者に対する同項の規定の適用については、同項中「当該石綿排出等作業の開始の日の14日前までに」とあるのは、「平成23年10月4日までに」とする。
- 5 施行日から平成23年10月17日までの間に、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15第1項の特定工事に着手する者に対する新条例第67条の6第1項の規定の適用については、同項中「特定粉じん排出等作業の実施の届出と併せて」とあるのは、「平成23年10月4日までに」とする。
- 6 この条例の施行の際現に土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により指定されている区域の土地については、新条例第82条の3の規定は、適用しない。

参考資料

制 定 要 旨

建築物等の解体等作業における石綿の飛散の防止に関する制度を新設すること、土壌汚染対策法第11条第1項の規定により指定された区域の土地について汚染の拡散防止等の管理を実施させること等のため、この条例を制定するものである。